

地域密着型サービス事業者及び地域密着型介護予防サービス事業者の公募について

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金に基づく市の補助金の交付を受けて、指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型共同生活介護の事業又は指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う事業所を開設しようとする者の公募を行うので、次のとおり公告する。

平成24年6月14日

米子市長 野坂康夫

1 公募事業

(1) 事業名

- ア 認知症対応型共同生活介護
- イ 介護予防認知症対応型共同生活介護

(2) 事業内容

ア 認知症対応型共同生活介護

要介護者であって認知症であるものについて、共同生活住居において家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするもの

イ 介護予防認知症対応型共同生活介護

その認知症である利用者が可能な限り共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すもの

(人員基準)

| | |
|-------|---|
| 代表者 | 特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって認知介護サービス事業開設者研修を終了しているものでなければならない。 |
| 管理者 | ア 共同生活住居（以下「ユニット」という。）ごとに配置すること。 イ 常勤であること。 ウ 専ら管理者の職務に従事する者であること。ただし、次に掲げる場合は、それぞれに規定する職務と兼務することを可能とする。（ユニットの管理上支障がない場合に限る。） (ア)当該ユニットの他の職務に従事する場合 (イ)同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事する場合 (ウ)併設する小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事する場合 エ 特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上、認知症高齢者の介護に従事した経験を有すること。 オ 厚生労働大臣が定める研修を修了していること。 |
| 介護従事者 | ア 1人以上は、常勤であること。 【夜間及び深夜の時間帯以外】 イ 利用者の数が3又はその端数を増すごとに、常勤換算方法で1人以上配置すること。（3：1） 【夜間及び深夜の時間帯】 ウ 時間帯を通じて1人以上の介護従業者に夜勤を行わせるために必要な数以上配置すること。 |

| | |
|----------------|---|
| <p>計画作成担当者</p> | <p>ア ユニットごとに置くこと。</p> <p>イ 保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し、知識及び経験を有する者であること。</p> <p>ウ 厚生労働大臣が定める研修（「実践者研修」又は「基礎課程」）を終了していること。</p> <p>エ 専らその職務に従事する者であること。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務又は管理者と兼務することを可能とする。</p> <p>オ 計画作成担当者のうち、少なくとも1人は、介護支援専門員をもって充てなければならない。（併設小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員との連携により効果的に運営し、利用者の処遇に支障がないときは、置かないことができる。）</p> <p>カ 介護支援専門員以外の計画作成担当者は、特別養護老人ホームの生活相談員や介護老人保健施設の支援相談員等として、認知症高齢者の介護サービスに係る計画の作成に関し実務経験を有するものを充てること。</p> |
|----------------|---|

(設備基準)

| | |
|--|--|
| <p>事業所</p> <p>① 居室</p> <p>② 居間</p> <p>③ 食堂</p> <p>④ 台所</p> <p>⑤ 浴室</p> <p>⑥ 消化設備その他の非常災害に際して必要な設備</p> <p>⑦ その他日常生活上必要な設備</p> | <p>ア 1又は2のユニットを有すること。</p> <p>イ ユニットの入居定員は、5人以上9人以下とすること。</p> <p>ウ 個室であること（処遇に必要な場合は、2人部屋も可）。</p> <p>エ 一の居室の床面積が、7.43平方メートル（約4.5畳）以上であること。</p> <p>オ ①から⑦までの設備を設けること。</p> <p>カ 居間及び食堂は、同一の場所に置くことができるが、それぞれの機能が独立していることが望ましい。また、その広さについても、原則として、利用者及び介護従事者が一堂に会するのに十分な広さを確保するものとする。</p> <p>キ 消防法その他の法令等に規定された設備を設置すること。また、たばこ、ライター等の適切な管理や消火・避難訓練の徹底など、防火体制の強化を図ること。</p> |
|--|--|

| | |
|------|---|
| 立地条件 | 地域との交流を図ることによる社会との結びつきを確保すること等のため、住宅地の中にあること、又は住宅地と同程度に家族や地域住民との交流の機会が確保される地域の中にあること。 |
|------|---|

(運営基準) ※主なもの

| | |
|------|---|
| 取扱方針 | <p>ア 利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当かつ適切に行われなければならない。</p> <p>イ 利用者一人ひとりの人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行われなければならない。</p> <p>ウ 指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「指定認知症対応型共同生活介護」と総称する。）の提供に当たっては、認知症対応型共同生活介護計画又は介護予防認知症対応型共同生活介護計画（以下「認知症対応型共同生活介護計画」と総称する。）に基づき、漫然かつ画一的にならないよう配慮して行われなければならない。</p> <p>エ 従業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。</p> <p>オ 事業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</p> <p>カ 事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p>キ 事業者は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。</p> |
|------|---|

| | |
|---|---|
| <p>認知症対応型 共同生活介護 計画の作成</p> | <p>ア 事業所の管理者は、計画作成担当者に、認知症対応型共同生活介護計画の作成に関する業務を担当させるものとする。</p> <p>イ 認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、通所介護の活用、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めなければならない。</p> <p>ウ 計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画を作成しなければならない。</p> <p>エ 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、その内容について、利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。</p> <p>オ 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付しなければならない。</p> <p>カ 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画の作成後においても、他の介護従業者及び利用者が当該計画に基づき利用する他の指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、当該計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該計画の変更を行わなければならない。</p> |
| <p>モニタリング の実施 <介護予防認 知症対応型共 同生活介護の み></p> | <p>ア 計画作成担当者は、介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでの間に、少なくとも1回は、当該計画の実施状況の把握（イにおいて「モニタリング」という。）を行うとともに、利用者の様態の変化等の把握を行うものとする。</p> <p>イ 計画作成担当者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防認知症対応型共同生活介護計画の変更を行うものとする。</p> |

| | |
|----------------|--|
| <p>入居及び退居</p> | <p>ア 入居に際しては、主治の医師の診断書等により入居申込者が認知症であることの確認をしなければならない。</p> <p>イ 入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。</p> <p>ウ 退居の際には、利用者及び家族の希望を踏まえた上で、退去後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。</p> <p>エ 利用者の退居に際しては、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等への情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> |
| <p>利用料等の受領</p> | <p>ア 事業者は、利用料のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。</p> <p>(ア) 食材料費</p> <p>(イ) 理美容代</p> <p>(ウ) おむつ代</p> <p>(エ) (ア)から(ウ)までに掲げるもののほか、指定認知症対応型共同生活介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用</p> <p>イ 事業者は、アの費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</p> |
| <p>緊急時等の対応</p> | <p>従業者は、現に指定認知症対応型共同生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに、主治の医師又はあらかじめ当該事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p> |

| | |
|-----------------------------|--|
| <p>協力医療機関等</p> | <p>ア 事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。</p> <p>イ 事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。</p> <p>ウ 事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。</p> |
| <p>地域との連携 (運営推進会議等)</p> | <p>ア 事業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、当該事業所が所在する市町村の職員又は当該事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域住民の代表者等により構成される運営推進会議を設置し、おおむね2か月に1回以上、運営推進会議に対して活動状況を報告し、その評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p> <p>イ 事業者は、報告、評価、要望、助言等について記録を作成するとともに、それを公表するものとする。</p> <p>ウ 事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。</p> <p>エ 事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定認知症対応型共同生活介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> |
| <p>非常災害対策等</p> | <p>事業者は、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知しておくとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。</p> |

(3) 公募数 54床 (6ユニット)

(4) 優先して選定する地域及び募集ユニット数の指定

本公募においては、次の表に掲げる中学校区に事業所を設置しようとする事業者を優先して選定する。また、ユニット数の上限は、当該中学校区の区分に応じ、同表の右欄に定めるとおりとする。

| 中学校区 | ユニット数 |
|----------------------------------|--|
| 箕蚊屋中学校区 (事業所を設置する場所は、米子市の区域とする。) | 2ユニットを上限とする。 (1ユニットの申請も可) |
| 美保中学校区 | それぞれ1ユニットを上限とする。 (申込状況及び選考の結果により、2ユニットを上限とする場合がある。) |
| 東山中学校区 | |
| 湊山中学校区 | |
| 後藤ヶ丘中学校区 | |

(注) 上記中学校区において、申込状況及び選考の結果により選定したユニットの数が6ユニットに満たないときは、他の中学校区に事業所を設置する予定の事業者から選考する場合がある。

2 参加資格要件

本公募に参加することができる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 破産法 (平成16年法律第75号) の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法 (平成14年法律第154号) の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法 (平成11年法律第225号) の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた場合は、この限りでない。

(3) 本事業の実施に必要な人員及び設備等を確保するとともに、本事業の開始当初から安定したサービスを提供することができる体制を整備するための十分な能力及び経験を有していること。

3 公募の要件

(1) 計画予定地は、地域との交流を図ることを期待することができる地域で

あることに加え、家族や地域住民との交流の機会が確保される周辺環境にあること。

- (2) 整備する土地が確保されていること、又はその見込みがあること。
- (3) 長期的に適正で安定した事業運営ができること。
- (4) 従業員及び入居家族が利用する駐車場（契約に基づき使用することができるものを含む。）が十分に確保されていること。

4 事務担当

米子市福祉保健部長寿社会課

〒683-8686 鳥取県米子市加茂町一丁目1番地

電話 (0859) 23-5156

ファクシミリ (0859) 23-5012

5 本公募への参加方法

- (1) 提出期限 平成24年8月31日（金）午後5時まで
※（2）イに掲げる質問書の提出期限は、平成24年6月29日（金）午後5時までとする。

(2) 提出書類

- ア 参加希望申立書（様式第1号）
- イ 質問書（様式第2号）
※ 質問がない場合は、提出することを要しない。
- ウ 事業計画書（様式第3号）
- エ 勤務形態一覧表（様式第4号）
- オ その他
 - (ア) 周辺状況図面
 - (イ) 建物の平面図等
 - (ウ) 資金計画書
 - (エ) 整備済要綱等

- (3) 提出方法 米子市福祉保健部長寿社会課に持参すること。

6 選定方法

5による必要書類の提出後、プレゼンテーションを実施し、次に掲げる項目に着眼して、本公募に基づく事業者を選定するために設置する選考委員会（以下単に「選考委員会」という。）において総合的に審査する。

(1) 着眼点

- ア 基本理念の具体性

- イ 計画予定地の地域ニーズ
- ウ 計画予定地の状況等（既設グループホームとの位置関係）
- エ 建物
- オ 土地の確保
- カ 資金計画
- キ 医療との連携
- ク 地域との連携
- ケ 個人情報保護及び情報開示への取組
- コ 非常災害への対策と緊急時の対応方針
- サ 苦情処理体制について
- シ 職員研修実施方針について

(2) プレゼンテーションの日時及び場所は、後日通知する。

7 失格条項等

本公募の参加者が次の各号のいずれかに該当した場合は、選考委員会において審査の上、当該参加者が行った提案を全て無効とする。

- (1) 本公募において提出すべき書類（以下「提出書類」という。）について、この公告に示した提出方法及び提出期限を守らなかったとき。
- (2) 提出書類に虚偽の内容を記載したとき。
- (3) 2の(1)及び(2)に該当したとき。
- (4) 提出書類作成要領に定められた以外の手法により、選考委員会の委員その他本公募に係る市の職員に対し、本公募に対する援助を直接的又は間接的に求めたとき。
- (5) 正当な理由なく提出書類を提出しなかったとき。
- (6) プレゼンテーションに参加しなかったとき。

8 その他

- (1) 本公募への参加に係る費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出書類の作成のために米子市から受領した資料等は、米子市の承諾を得ないで公表し、又は使用してはならない。
- (3) 提出された書類は、参加者に無断で本公募の目的以外の目的に使用しない。
- (4) 提出された書類は、返却しない。
- (5) 提出された書類について、米子市情報公開条例（平成17年米子市条例第22号）の規定に基づき、その内容の全部又は一部を公開する場合があ

る。

- (6) 提出書類の作成の詳細は、提出書類作成要領を参照すること。
- (7) 開設に伴う市の補助金は、「地域介護・福祉空間整備交付金」を予定している。
- (8) 本公募に基づく事業者の選定は、介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項本文の指定及び同法第54条の2第1項本文の指定を確定したものではないこと。また、当該指定を受けるためには、事業所の開設前に、指定申請書の提出が必要であり、当該指定に係る基準を満たしていないときは、当該指定を行わないこと。